

治療と仕事の両立支援制度を導入する 事業主に助成金を支給します！

～ 障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）のご案内 ～

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、**治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主には、10万円の助成金が支給されます。**この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

治療と仕事の両立支援とは？

反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、企業が一定の就業上の措置を行うことをいいます。

措置の例

休暇制度：時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）など

勤務制度：フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度 など

など

助成金の対象となる労働者とは？

傷病を負った労働者、または障害のある労働者で、それぞれ次の1および2に該当する方。

<傷病を負った労働者>

1. がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った方で、治療と仕事の両立のために一定の就業上の措置が必要な方。
2. 治療の状況や就業継続の可否等に関する主治医の意見書において、一定の就業上の措置が必要な期間が3か月以上で、かつ、事業主に対して支援を申し出た方。

<障害のある労働者>

1. 次のいずれかに当てはまる方。
 - ①身体障害者 ②知的障害者 ③精神障害者 ④発達障害者
 - ⑤難治性疾患を有する方（詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください）
 - ⑥高次脳機能障害のある方
2. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10に規定する「就労継続支援A型」の事業における利用者でない方。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）
LL290331雇障02

助成金の支給申請の流れは？

この助成金を受給しようとする事業主は、次の①②の順に受給手続きをしてください。

① 計画の 認定申請

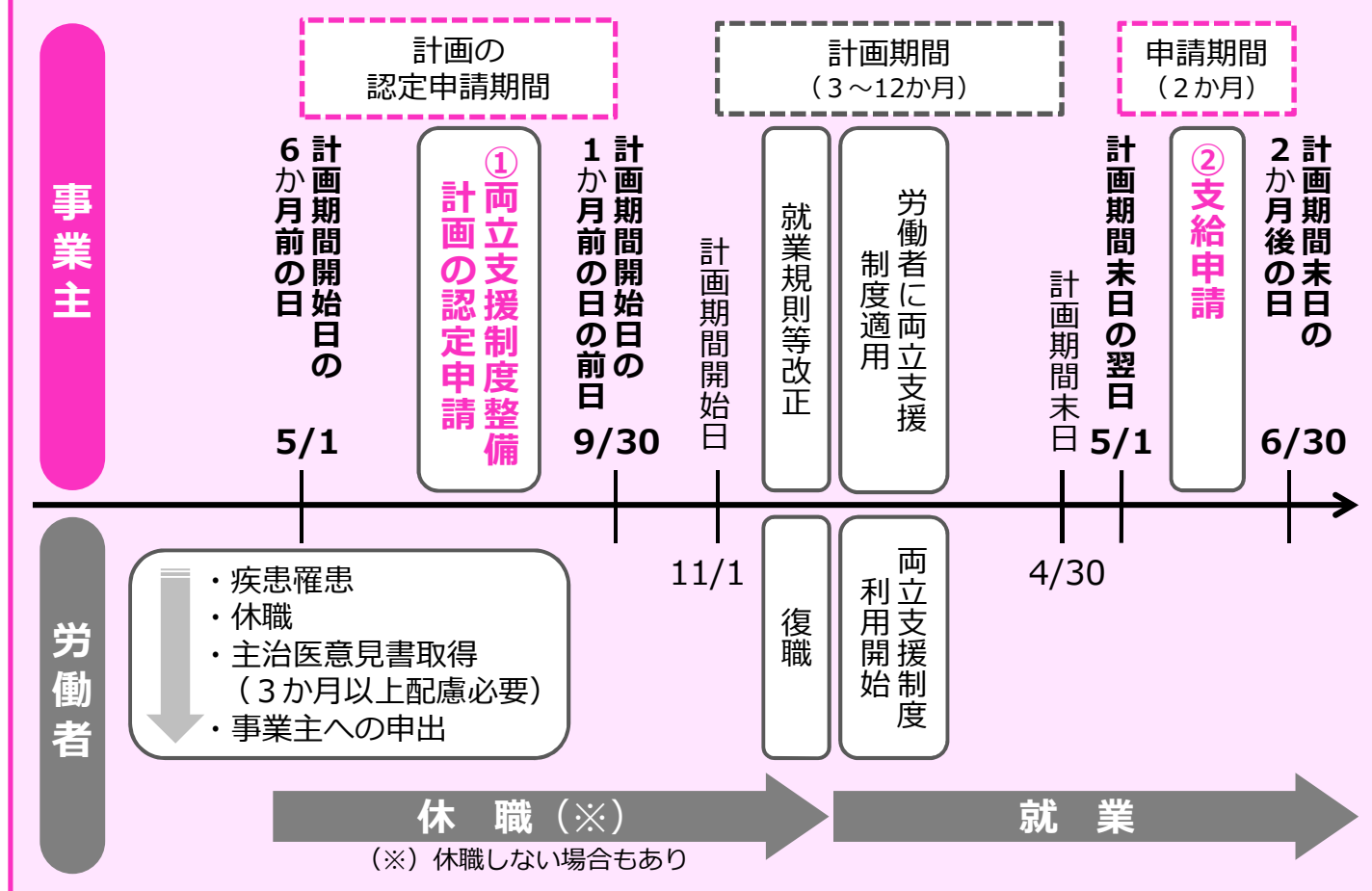
対象となる労働者への両立支援制度の導入について「両立支援制度整備計画」を作成し、計画期間開始日の6か月前から1か月前の日の前日までに必要な書類を添えて、本社の所在地を管轄する労働局へ認定申請を行ってください。また、計画に変更が生じる場合は、変更内容に応じて変更書を提出し、変更の認定を受ける必要があります。

② 支給申請

①によって計画の認定を受けた後、計画に基づいて両立支援制度の導入・実施を行い、計画期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、管轄の労働局に支給申請を行ってください。

< 例：受給手続きの流れ（傷病を負った労働者の場合） >

※日付は計画期間が11/1～4/30の場合



★助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります。

- ・詳しくは、都道府県労働局職業安定部またはハローワークへお問い合わせください。
- ・申請様式は厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金「障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>